

令和7年度防災対策導入促進助成金交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(定義) 第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。 (1)「事業者」とは、埼玉県内の営業所を対象とした協会の会員とする。	(定義) 第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。 (1)「事業者」とは、埼玉県内の営業所を対象とした協会の会員とする。 <u>但し、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。</u>